

「群馬県地域医療介護総合確保基金補助金(介護従事者確保分) 令和8年度事業メニュー」

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率	担当係
参入促進					
①介護人材参入促進事業 (介護への理解促進事業)	知事が必要と認められた額	小中高の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のために行う研修や出前講座等の実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料(前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの) ⑪その他知事が必要と認められた経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	10/10	地域福祉課福祉人材確保対策室人材確保係 TEL: 027-226-2565 FAX: 027-221-1121 E-mail: kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp
②介護未経験者等講習支援事業	1研修当たり500千円	介護未経験者等を対象にした介護サービスの職場体験を含む研修の実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費(1時間当たりの単価は原則10,000円を上限とし、対象時間は研修時間のほか、必要に応じ、打合せ等の拘束時間を含めて差し支えない。以下同じ。) ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料(前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの)	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	10/10	地域福祉課福祉人材確保対策室人材確保係 TEL: 027-226-2565 FAX: 027-221-1121 E-mail: kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp
③学生等就職支援事業	267千円	介護福祉士養成施設の学生等向けの職場選びに資するセミナー及び就職面接会を一体的に開催するために必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料(前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの) ⑪その他知事が必要と認められた経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	3/4	地域福祉課福祉人材確保対策室人材確保係 TEL: 027-226-2565 FAX: 027-221-1121 E-mail: kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp
④介護助手養成支援事業	知事が必要と認められた額	介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な次の経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料(前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの) ⑪その他知事が必要と認められた経費	①介護サービス事業者団体 ②その他知事が認める者	3/4	地域福祉課福祉人材確保対策室人材確保係 TEL: 027-226-2565 FAX: 027-221-1121 E-mail: kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率	担当係
資質の向上					
①現任介護職員 キャリアアップ支援 事業 (キャリアアップ研修 支援事業)	知事が必要と認めた 額	現任の介護職員等を対象としたキャリア アップや資質向上に資する高度・専門 的技術等の修得のために行う研修の実 施や支援等に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料(前記①から⑩に掲げる経費に 該当するもの) ⑫その他知事が必要と認めた経費	①介護福祉士の養 成施設又はその団 体 ②介護に関する専 門的な資格等を有 する者が構成する 団体 ③介護サービス事 業者団体 ④その他知事が認 める者	10/10	地域福祉課福祉人 材確保対策室人材 確保係 TEL:027-226-2565 FAX:027-221-1121 E-mail:kaigo- kakuho@pref.gunma.l g.jp
②認知症ケア研修 事業	知事が必要と認めた 額	介護施設・事業所の管理者等を対象 に、認知症高齢者に対する介護サービス の質の向上を図るために行う認知症ケア に必要な知識や技術の研修の実施等に 必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料(前記①から⑨に掲げる経費に 該当するもの) ⑪負担金 ⑫その他知事が必要と認めた経費	①介護福祉士の養 成施設又はその団 体 ②介護に関する専 門的な資格等を有 する者が構成する 団体 ③介護サービス事 業者団体 ④その他知事が認 める者	3/4	地域福祉課福祉人 材確保対策室人材 確保係 TEL:027-226-2565 FAX:027-221-1121 E-mail:kaigo- kakuho@pref.gunma.l g.jp
③権利擁護人材育 成事業	知事が必要と認めた 額	成年後見制度の担い手を確保するとと もに、市町村の権利擁護支援体制の整 備に資するため、市町村社会福祉協議 会による法人後見立ち上げに必要な経 費	市町村社会福祉 協議会	10/10	地域福祉課地域福 祉係 TEL:027-226-2518 FAX:027-221-1121 E-mail: chiikihukushi@pref.gu nma.lg.jp
④介護予防の推進 のための指導者育 成事業	知事が必要と認めた 額	地域における介護予防の取組を強化 するため、理学療法士、作業療法士、言 語聴覚療法士を対象に行う研修の実施 等に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料(前記①から⑨に掲げる経費に 該当するもの) ⑪その他知事が必要と認めた経費	県単位のリハビリ テーション関連団体	3/4	介護高齢課認知症・ 地域支援係 TEL:027-898-2733 FAX:027-223-6725 E-mail: houkatsukea@pref.gu nma.lg.jp